

令和7年度

野田市介護事業者等集団指導

野田市福祉部  
高齢者支援課

資料1 共通事項	-----	2
1 介護事業者等の指導の状況について	-----	3
2 令和6年度介護報酬改定について	-----	6
3 高齢者への虐待に関する通報・相談について	-----	7
4 ハラスメント対策の強化について	-----	9
5 事故報告について	-----	11
6 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化について	-----	13
7 指定更新手続について	-----	15
8 加算等について	-----	16
9 介護職員等処遇改善加算について	-----	17
10 変更、休止、廃止及び再開の届出について	-----	17
11 「介護サービス情報の公表」制度について	-----	18
12 その他周知事項等	-----	20
資料2 (介護予防) 地域密着型サービス事業	-----	24
介護予防・日常生活支援総合事業	-----	24
1 身体拘束について	-----	25
2 事業所評価加算について	-----	26
3 サービス提供体制強化加算について	-----	26
4 同一建物減算の届出について	-----	26
資料3 居宅介護支援事業	-----	28
介護予防支援事業	-----	28
1 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について	-----	29
2 介護給付適正化の取組について	-----	30
3 ケアマネジメントに係る対応について	-----	33
4 野田市ケアマネジメントに関する基本方針	-----	34
5 管理者要件に係る経過措置期間の延長について	-----	34
6 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの検証について	-----	35
7 特定事業所集中減算の届出について	-----	35

# 資料 1

## 共通事項

## 1 介護事業者等の指導の状況について

指導は、事業者が行うサービスに関する帳簿書類等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求等について、法令の適合状況等を把握し、必要な助言及び指導または是正の措置を講ずることにより、「制度管理の適正化とよりよいケアの実現」を目的として、介護保険法第23条及び第115条の45の7並びに「野田市介護事業者等指導実施要領」に基づき実施しています。

指導形態及びその内容は下記のとおりです。

### (1) 集団指導

集団指導は、介護事業者等に対し必要な指導の内容に応じ、概ね年1回、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものです。なお、令和4年度の改正により、オンラインセミナー形式による実施も可能となっています。

#### 重点項目

- ① 介護保険法の趣旨、目的の周知及び理解の促進
- ② 指定事務等の制度説明
- ③ 介護報酬請求に係る過誤、不正防止

### (2) 運営指導

運営指導は、次の形態により、指導の対象となる介護事業者等の事業所において実地にて行っています。

#### ① 運営指導の形態

##### ア 内容

##### (ア) 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

##### (イ) 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く）

##### (ウ) 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

##### イ 重点項目

##### (ア) 介護報酬請求の適正化

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

##### (イ) 感染症や防災対策の充実強化

- ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施
- ・ 業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施
- ・ 洪水時等における避難確保計画の作成及び訓練の実施（浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設の場合）

・災害時に備えたライフライン等の点検実施（短期入所生活介護、介護老人保健施設、介護医療院に限る）

・一定要件を満たす協力医療機関の連携確保、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応の確認（年1回以上）、協力医療機関名称等を市へ届出（施設系サービス及び居住系サービスのみ）

※施設系サービス：令和9年3月31日まで努力義務、居住系サービス：努力義務

(ウ) 虐待防止及び身体拘束の防止

・虐待防止及び身体拘束廃止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、その結果について、従業者に周知徹底

・虐待防止及び身体拘束廃止のための指針整備、研修の定期的実施（研修の計画の作成及び研修の実施）

・虐待防止のために、適切に実施するための担当者の設置

・やむを得ず身体拘束を実施した場合の理由の記録整備

② 対象事業者

ア 地域密着型サービス事業者

イ 居宅介護支援事業者

ウ 第一号事業者（第一号通所事業または第一号訪問事業）

③ 通知

運営指導を実施する日の約1か月前に通知によりお知らせしていますので、ご協力をお願いいたします。

④ 実施方法

事前に自己点検シート等を記入し、市に提出をお願いいたします。運営指導当日は、事業所内を確認後、自己点検シートに基づき、帳簿書類等の確認をいたします。契約書やケアプラン等についても確認しますので運営指導の際はご準備ください。

なお、書類を確認する中で、著しい運営基準違反が認められた場合、または介護報酬請求に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められた場合はその場で監査に変更となることがあります。

⑤ 結果

運営指導実施後、結果通知書を発送していますが、当該通知書に指摘事項があった場合は、改善報告書の提出をお願いしています。

これまでの主な指摘事項
(1) 兼務する従業者について、業務が明確に区分されていない。
(2) 非常災害に対する具体的計画が作成されていない。避難訓練の実施記録が保存されていない。
(3) 必要な変更届出が未提出。

- (4) 契約書等の不備（利用者及び家族の署名・捺印がない）
- (5) 各サービス計画書で個々の利用者ごとの具体的なサービス等の記載並びに利用者又はその家族に説明がされていない。
- (6) 領収書の記載について、対象外の費用で医療費控除対象額が記載されている。
- (7) 運営推進会議が行われていない、もしくは実施回数が少ない。
- (8) サービス担当者会議が行われていない。
- (9) 宿泊を伴うサービス提供事業所において、夜間を想定した避難訓練を実施していない。
- (10) 外部評価の未実施
- (11) 必要な研修の未受講
- (12) 身体拘束に関する取組が未実施
- (13) 従業員に対し、1年に1度健康診断を実施していない。
- (14) 市条例等で定めている記録の保存年限が5年間となっていない。
- (15) 人員基準を満たしておらず、かつ減算としていない。
- (16) 非常口前に物が置いてあり、非常口として使用が難しい。
- (17) 手すりにタオル等洗濯物がかけてあり、使用できない。
- (18) ハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置がされていない。
- (19) 平面図が届出内容と相違している。
- (20) 身分を証する書類を携行していない。
- (21) 研修の計画、訓練の計画が作成されていない。
- (22) アセスメントやモニタリングの結果が記録されていない。
- (23) 運営規定に必要事項が明記されていない。
- (24) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない。

### (3) 介護サービス事業者の業務管理体制

#### ① 介護サービス事業者の業務管理体制の整備について

介護保険法に基づき、介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

地域密着型（予防含む）サービスのみを行い、そのすべての事業所等が野田市内に所在する事業者は業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を野田市に届け出すことが必要です。

また、届出事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨届け出ること必要です。

#### ② 業務管理体制の届出について

行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築され、電子申請等による届出が可能となりました。

また、従来どおり、郵送による届出も受け付けています。

### ③ 業務管理体制の整備に関する検査について

野田市に届出を行った事業者について、定期的に業務管理体制の整備に関する検査を行います。検査の対象となる事業者には、個別に通知を送付します。検査は原則書面検査により行いますが、必要がある場合には立入検査等を行う場合があります。

### 【参考】

#### ●野田市ホームページ：介護サービス事業者の業務管理体制

ページ番号：1017404

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1017404.html>

#### ●業務管理体制の整備に関する届出システム

<https://www.laicomea.org/laicomea/cmns011/cmns0111/init.do>

## 2 令和6年度介護報酬改定について

### (1) 「書面掲示」について（③については令和7年4月1日より適用）

①事業者は、通所介護事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

②事業者は、①に規定する事項を記載した書面を通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、①の規定による掲示に代えることができる。

③事業者は、原則として、重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載、公表しなければならない。

### 【参考】

厚生労働省ホームページ：令和6年度介護報酬改定について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

### (2) 業務継続計画未策定減算について

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となります。

また、業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算適用することとなります。

例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となります。

また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となります。

### （3）高齢者虐待防止措置未実施減算について

当該減算については、過去に遡及して適用することは出来ず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となります。

また、高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされていますが、これは、改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えなく、当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続します。

「業務継続計画未策定減算」及び「高齢者虐待防止措置未実施減算」については、取り組みがなされていない事項があった場合は、未実施減算の算定など適切な対応をお願いいたします。

運営指導等において、適切な対応がなされていないことが確認された場合は、指導対象として報酬の返還となりますので、特にご注意ください。

## 3 高齢者への虐待に関する通報・相談について

高齢者は、虐待を受けていても、虐待をした者との長年の関係性から、生きる気力をなくしてしまったり、虐待をされているという自覚がなかったりする場合があります。また、虐待を受けた高齢者が、虐待をした者をかばうため、虐待の訴えをしないこともあります。

### （1）野田市虐待防止条例の制定

児童、高齢者、障がい者、3つの全ての虐待に対応する虐待防止条例を施行

しました。単なる理念中心の条例でなく、行動規範を示し、実効性のある条例を制定しました。

(2) 虐待の種類と内容

高齢者への虐待には、家族や親族などの養護者によるものと養介護施設従事者などによるものがあり、虐待の種類と内容については、次のとおりです。

虐待の種類	内容
身体的虐待	暴力行為等で、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的に、継続的に遮断する行為
介護・世話の放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
心理的虐待	脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
経済的虐待	本人の合意無しに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。

(3) 「虐待かも」と思ったら連絡をお願いします。

市や各地区の地域包括支援センターでは、虐待に関する相談窓口を設置しています。虐待が疑われる高齢者を発見したら、迷わず連絡してください。関係機関と連携し、事実を確認したうえで、解決に向けた支援を行います。

なお、連絡した人の秘密は、必ず守られます。

虐待を早期に発見し適切に対応することと、地域全体で高齢者とその家族を支援することが大切です。

【養護者による高齢者虐待に関すること】

名 称	住 所	電話番号
野田市地域包括支援課 高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	鶴奉7番地の1 野田市役所 地域包括支援課内	直通 7199-2866
野田市中心部高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	野田1307番地の1 特別養護老人ホーム ふれあいの里内	7136-2301
野田市東高齢者なんでも相談室	鶴奉280番地	7157-2750

(地域包括支援センター)	特別養護老人ホーム 鶴寿園内	
野田市南第1高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	山崎 2723 番地の 3 特別養護老人ホーム 椿寿の里内	7123-7066
野田市南第2高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	木野崎 1561 番地の 1 木野崎病院内	7128-7627
野田市北高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	中里 43 番地の 3 特別養護老人ホーム 松葉園内	7128-0113
野田市関宿高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	桐ヶ作 666 番地 特別養護老人ホーム 関宿ナーシングビレッジ内	7196-5588

【養介護施設従事者等による高齢者虐待に関すること】

名 称	住 所	電話番号
野田市地域包括支援課 地域包括支援係	鶴奉 7 番地の 1 野田市役所 地域包括支援課内	直通 7199-2866

#### 4 ハラスメント対策の強化について

##### (1) ハラスメント対策の留意事項

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、適切なハラスメント対策を行うことが求められています。

##### ① 事業主が講ずべき措置

事業主が講ずべき措置の具体的な内容において、特に留意されたい内容は以下の通りです。

##### ア 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

イ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

その他具体的な内容に関しましては、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)」「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)」に規定されています。

## ②事業主が講ずることが望ましい措置

①の必要な措置を講ずるに当たり、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の措置も講じることが推奨されています。

## (2) カスタマーハラスメントの無料法律相談窓口について

千葉県では、介護人材を安定的に確保し、介護職員が安心して働き続けられる環境を整備するため、県内の介護事業所・介護施設をマネジメントする立場にある方を対象として、介護サービスの利用者やその家族等からのカスタマーハラスメントへの対応に関する法律相談の窓口を設置しています。

### ① 対象者

千葉県内にある介護事業所・介護施設をマネジメントする立場にある方(管理者、施設長)を対象としています。なお、実際に相談いただく際は、ハラスメントを受けている職員の方も同席いただけます。

### ② 対象となる条件

- ・ 介護現場における案件であること。
- ・ 本人又はその家族等によるカスタマーハラスメントの案件であること。

### ③ 法律相談の概要

- ・ 千葉県弁護士会に所属する弁護士が法律相談に応じます。
- ・ 面談方法は、千葉県庁での面談又はオンライン (Zoom) で行います。
- ・ 月2回相談日を設定しています。
- ・ 相談時間は1時間以内とします。
- ・ 相談費用は無料です。

## 【参考】

### ●厚生労働省ホームページ：介護現場におけるハラスメント対策

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

「(管理職・職員向け)研修のための手引き」

「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」

### ●千葉県ホームページ：

令和7年度介護事業者向けカスタマーハラスメントの無料法律相談窓口について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/cusharahouritusouda.html>

## 5 事故報告について

### (1) 野田市事故報告ガイドラインについて

野田市における事故報告について必要な事項をまとめた「野田市事故報告ガイドライン」を策定しホームページに掲載しています。ご確認の上、ガイドラインに沿った事故報告をお願いいたします。

#### 【参考】

●野田市ホームページ：介護事業者等の事故報告について  
ページ番号：1022102

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1022102.html>

### (2) 事故報告の対象事業者

- ① 指定介護保険事業者が行う介護保険を適用するサービス
- ② 本市以外の地方自治体から指定を受けた基準該当サービス事業者が本市の被保険者に対し行う介護保険を適用するサービス

### (3) 事故報告の手続

次の各号にいずれかに該当するときは、事業者の過失の有無を問わず、発生後5日以内に判明している項目について、市へ報告してください。

- ① サービスの提供により、利用者に医療機関で受診を要する健康状態の悪化、怪我及びその怪我を要因とした死亡事故が発生したとき。
- ② サービスの提供に伴い、利用者に食中毒、感染症及び結核が発生したとき。
- ③ サービスの提供中利用者に誤薬等（薬種、時間、量の誤り、与薬もれ）等が発生したとき。
- ④ 各事業者の職員（従業者）の法令違反・不祥事（利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失、FAXの誤送信、郵送書類の誤送付）等が発生し、利用者の処遇に影響があるとき。
- ⑤ サービスの提供により利用者の徘徊及び行方不明が発生し、外部への協力を求めたとき。

### (4) 事故報告後の処理について

各事業者は、事故処理の区切りがついたところで、最新の情報に更新し、市へ最終報告として報告してください。また、各事業者は、保険者、利用者及びその家族並びに各事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者等に対し、事故報告の控え等を積極的に開示し、求めに応じて交付してください。

(5) 事故報告集計について

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の市内介護サービス事業所より市へ提出された「事故報告書」の報告件数を取りまとめました。

① サービス種別割合

事故報告件数117件に占めるサービス種別割合について、もっとも多かったものが「介護老人福祉施設」（全体の約45%）、となっています。

サービス種別	件数(件)	割合 (%)
介護老人福祉施設	53	45.30
短期入所生活介護	21	17.95
介護老人保健施設	10	8.55
認知症対応型共同生活介護	7	5.98
通所介護	9	7.69
地域密着型通所介護	6	5.13
特定施設入居者生活介護	4	3.42
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	3.42
訪問介護	2	1.71
訪問入浴介護	1	0.85
合 計	117	

② 事故種別割合

事故種別割合については、そのほとんどが「利用中のケガ」（全体の約85%）となっており、「その他（誤薬等）」は15件となっています。

事故種別	件数(件)	割合 (%)
利用者のケガ	100	85.47
その他（誤薬等）	15	12.82
利用者の死亡	2	1.71
合 計	117	

③ 診断別割合

診断別割合については、「骨折」が全体の半分を占めています（約51%）

診 断 別	件数(件)	割合 (%)
骨折	61	51.14
頭部外傷	25	21.37
誤薬	11	9.40
その他	10	8.55
捻挫・打撲など（頭部以外）	8	6.84

死亡	2	1.71
合 計	117	

(6) 事故報告事例（誤薬）について

事故報告においては、確認不足による誤薬事故事例が報告されています。特に、服薬時のダブルチェックの徹底が不十分なケースが多くみられます。

誤薬事故は、マニュアルの整備、周知、ヒューマンエラー防止等の工夫により回避することができると思われることから、慎重な服薬介助に努めてください。

また、事故が発生した場合には、同様の事故の発生を防ぐため、具体的な再発防止策を検討し実施してください。ヒヤリハット報告書等を分析することは、事故防止の取り組みとして重要です。ヒヤリハットが発生した場合には、記録・分析を行ってください。

(7) 事故報告事例（骨折）について

骨折は、転倒などによって生活の場における利用者の行動によって発生するものが多くを占めています。見守り中などの介助者が直接介助して発生する事故は少ない状況にあります。利用者の身体機能や日常生活動作（ADL）を評価し、リスク管理に努めるとともに安全な生活環境設定にも配慮してください。

高齢者では骨折などで入院が長期化すると、生活の質（QOL）の低下につながる可能性があります。長期入院によって2次的な合併症を発生するリスクも考慮してください。

(8) 事故報告事例（頭部外傷）について

転倒により頭部外傷が発生するケースが多くみられています。

頭部外傷は、受傷直後には意識状況や行動に明らかな異常がみられない場合でも、時間の経過とともに頭蓋内出血が進行したり、脳が腫れることがあります。そのため、受傷部位だけではなく全身の状態の変化にも十分注意し、経過を追って慎重に観察するとともに、健康管理に留意してください。

6 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化について

国の社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会において、令和4年11月7日に、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会取りまとめ」が公表されました。

- ・指定申請等の国が定める標準様式例について、国が示している標準様式例の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること

- ・「電子申請・届出システム」の使用を基本原則化し、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始するために、介護保険法施行規則に「電子申請・届出システム」について明記すること

等の所要の法令上の措置を行うこととされました。

これを受けて、介護保険法施行規則等が令和5年3月31日に改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

#### (1) 介護事業所の指定申請等の文書標準化について

介護サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う指定の申請や変更の届出等、介護給付費算定に係る体制についての届出等は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとされました。

- ・ 施行：令和6年4月1日

- ・ 様式の掲載場所

(厚労省)：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

(野田市)：

野田市ホームページ：

居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者の指定等申請

ページ番号：1032527

地域密着型サービス事業者及び介護予防地域密着型サービスの指定等申請

ページ番号：1032544

介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等申請

ページ番号：1023184

#### (2) 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入について

(1)の指定の申請や変更の届出等、介護給付費算定に係る体制についての届出等は、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出しなければならないこととされました。野田市では、令和6年12月1日より「電子申請・届出システム」の運用を開始しています。

また、令和8年3月31日までは従来どおり書面での提出でも受付しますが、今後は電子申請による届出が原則となるため、未実施の事業所のおかれましては、電子申請の手続きを進めてください。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とすることとされました。

- ※ 「電子申請・届出システム 操作ガイド(事業所向け) 説明動画」のURLは下記のとおりですので、ご覧になり参考としてください。

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsC1\\_5MM5](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsC1_5MM5)

※ 運用開始後に「電子申請・届出システム」を利用するためには、デジタル庁 gBiz ID の取得が必要です。審査期間は原則、2 週間以内のため、お早めに取得ください。

詳細については、デジタル庁 gBiz ID ホームページをご参照ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※ また、「電子申請・届出システム」で登記事項証明書のご提出の際には、法務省「登記情報提供サービス」をご利用ください。

ご利用のためには利用登録が必要です。お早めにご登録ください。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

#### 【参考】

- 厚生労働省ホームページ：介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化 <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

## 7 指定更新手続について

### (1) 指定更新制度について

平成 18 年 4 月 1 日の介護保険法の改正により、指定の更新制度が設けられました。指定事業者は 6 年ごとに更新を受けなければ介護保険事業者としての効力を失うこととされています。

事業所におかれましては、指定有効期限の確認及び計画的な更新手続の実施をお願いいたします。

### (2) 令和 8 年度に指定更新申請が必要な事業所

令和 8 年度に指定有効期限を迎える事業所 ※対象の事業所には随時通知

令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 4 月 1 日までに指定を受けた事業所

(指定有効期限が令和 8 年 4 月 30 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

### (3) 休止中の事業所について

休止中の事業所については、指定の更新を受けることはできませんので、指定の有効期間の満了をもって指定の効力を失うこととなります。

なお、休止中の事業所において、指定の更新を受けるには、休止中の事業所を再開する必要があります。

### (4) 廃止した事業所について

廃止している事業所については、指定更新の手続は不要です。

なお、実質的に廃止していて廃止届が未提出の事業所については、速やかに廃止届を提出してください。

(5) 留意点

人員・運営基準等を満たしていない場合は更新できません。

(6) 必要書類・様式等

サービス種別ごと異なります。下記ホームページをご確認ください。

① 居宅介護支援事業 ページ番号：1032527

トップページ > 暮らしの便利帳 > 福祉・介護 > 介護保険 > 居宅介護支援事業者の指定等申請

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1032527.html>

② (介護予防) 地域密着型サービス事業 ページ番号：1032544

トップページ > 暮らしの便利帳 > 福祉・介護 > 介護保険 > 地域密着型サービス事業者及び介護予防地域密着型サービスの指定等申請

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1032544.html>

③ 介護予防・日常生活支援総合事業 ページ番号：1023184

トップページ > 暮らしの便利帳 > 福祉・介護 > 介護保険 > 介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等申請

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1023184.html>

※原則「電子申請・届出システム」での提出をお願いします。

## 8 加算等について

(1) 加算等の届出について

次に掲げる事項に該当する場合は届出が必要です。詳細はホームページに掲載しております。ご確認の上必要な場合はご対応お願いいたします。

- ① 事前の届出が必要な加算の適用を受けようとするとき
- ② 加算の要件に該当しなくなったとき
- ③ 届出済の内容に変更があったとき
- ④ 指定申請をしようとするとき
- ⑤ 法改正等に伴い届出事項が追加・変更となったとき

(2) 加算の要件を満たさなくなった場合の取り扱い

事業所等の体制等が加算の要件に該当しなくなった場合（該当しなくなることが明らかになった場合）には、その旨を速やかに届け出る必要があります。

### 【参考】

- 野田市ホームページ：加算等に関する届出について（介護サービス事業者の方へ） ページ番号：1030707

## 9 介護職員等処遇改善加算について

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施し、介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の拡充が行われることとなりました。

このため、処遇改善計画書については、通常、処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに提出することとしているところ、令和8年4月及び5月分を申請する事業者は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画とあわせて、令和8年4月15日までに提出することとする予定です。

令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援等）の介護サービス事業所（以下「加算新設事業所」という。）に係る処遇改善計画についてもあわせて提出することとする予定です。

厚生労働省ホームページ「介護職員の処遇改善」

[（https://www.mhlw.go.jp/shogou-kaizen/index.html）](https://www.mhlw.go.jp/shogou-kaizen/index.html)の各種資料を参照。  
このホームページに制度説明動画もありますので参考としてください。

## 10 変更、休止、廃止及び再開の届出について

事業所において、届出済みの内容（介護保険法施行規則に定める事項）に変更があったとき、廃止、休止、再開するとき等は届出が必要になります。届出が必要な事項、添付資料等詳細はホームページに掲載しております。ご確認お願いいたします。

事 由	提出期限
届出済みの内容（介護保険法施行規則に定める事項）に変更があったとき	変更があった日から10日以内 以下の内容の場合は必ず事前にご相談ください。 ・事業所の所在地の変更 ・同一事業所名同一所在地で複数の指定介護サービスを行っている事業所において、サービスにより異なる事業所名を使用する場合

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一事業所名同一所在地で複数の指定介護サービスを行っている事業所において、サービスの一部を他の所在地に移転する場合</li> <li>・定員の変更等</li> </ul>
廃止又は休止しようとするとき	廃止又は休止の日の1月前まで 地域密着型サービス事業所の休止・廃止については、必ず事前にご相談ください。
休止した事業を再開するとき	再開する日の1月前まで

### ☆勤務形態一覧表について

勤務形態一覧表作成時は、ホームページに掲載している勤務形態一覧表の「記入方法」タブをご確認お願いいたします。

また、下記の点にもご留意ください。

(1) 事業所が定める常勤職員の勤務すべき時間数が、週40時間を超える場合は40時間、週32時間を下回る場合は32時間として計算。

例) 常勤職員は、8時間/日、週5日 という事業所

⇒常勤職員の勤務すべき時間数は、8時間×5日＝40時間/週

※勤務表作成月に祝日がある場合であっても、この常勤職員の勤務すべき時間数は変わらない。

(2) 指定基準の確認に際しては、4週分の入力で差し支えない。

## 11 「介護サービス情報の公表」制度について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/documents/21r5-kouhyousystem.pdf>

**資料** 別紙1

### (1) 制度概要

介護サービスを提供する事業者は、その提供する介護サービス情報を都道府県に報告する義務がある。(介護保険法第115条の35)

報告は、介護保険法施行規則第140条の43に定めるサービス及び介護療養型医療施設が対象。⇒ほぼすべての介護サービス(介護予防含む)が対象(居宅療養管理指導・介護予防支援は対象外)

### (2) 報告内容

「基本情報」⇒ 事業所名称、所在地、連絡先、サービス従業者の数、施設・設備の状況や利用料金などの事実情報

「運営情報」⇒ 利用者本位のサービス提供の仕組み、従業者の教育・研修の状況など、介護サービス事業所のサービス内容、運営内容等に関する情報

(3) 報告時期

- ・新規開設した初年度⇒「基本情報」のみ報告
- ・新規指定の翌年度以降に前年度の介護報酬支払額の総額が初めて100万円を超えた場合⇒「基本情報」に加えて「運営情報」を報告

※ その他、千葉県では公表済情報の訂正漏れを防ぐため、定期的に公表済情報の更新に係る報告を義務付けている。

- ・「千葉県介護サービス情報公表センター」から、報告依頼の通知が送付された場合

(4) 千葉県からの周知事項

令和5年度までは、介護サービス情報更新計画に基づき地域区分ごとに事業所の情報を定期更新していましたが、令和6年度以降は全事業所、毎年度事業所の情報を更新することとなりました。

報告が必要な事業者に対しては「千葉県介護サービス情報公表センター」から、報告依頼の通知が送付されます。通知が届きましたら忘れずに報告をお願いします。なお、報告はインターネット（介護サービス情報公表システム）上で行います。

また、公表済情報に変更が生じた場合は、随時、訂正処理をお願いします。

【参考】

●介護保険最新情報 Vol. 1305

「「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A」の発出について」

●介護保険最新情報 Vol. 1325

「「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A (Vol. 2)」の発出について」

●介護保険最新情報 Vol. 1342

「「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A (Vol. 3)」の発出について」

●介護保険最新情報 Vol. 1365

「介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおける初年度報告の締切日の再周知及び「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A (Vol. 4)」の発出について」

●介護保険最新情報 Vol. 1336

「介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用開始について」

## 12 その他周知事項等

### (1) 参考資料

●千葉県ホームページ「令和7年度介護保険指定事業者集団指導について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/r7syuudansidou.html>

●千葉県ホームページ「人材サービス総合サイト」について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/documents/16-r7syokugyosyukai.pdf>

### (2) 家具転倒防止器具取付事業について

地震による被害から市民の生命及び財産を守るため、たんすや本棚、食器棚などの木製家具に市が用意した家具転倒防止器具を無償で取り付けます。ただし、借家に住んでいる場合は、家屋の所有者または賃貸人の承諾書が必要です。また、器具の取り付けは1世帯につき1回限りです。

#### 【対象となる方】

以下の項目すべてに当てはまる方が対象です。

① 家具転倒防止器具を自分で取り付けることができない方

② 他の方から器具取付けの協力が得られない方

③ 65歳以上のみの世帯の方

※なお、住民基本台帳上は別世帯にしている65歳未満の方と一緒に住んでいる場合は、その方も含めて審査させていただきます。ただし、65歳以上の方と18歳未満の方で構成された世帯は、対象とします。

#### 【対象となる家具】

たんす、本棚、食器棚などの木製の家具が対象です。

なお、テレビ、冷蔵庫などの家電製品、ピアノなどの大型楽器は対象になりません。

#### 【家具転倒防止器具とは】

市が用意したL字金具あるいは平型金具で、金具2個までを1組として1世帯5組まで取り付けます。

市が用意した金具以外の金具を取り付ける場合は、ご自身で用意してください。ただし、つっぱり棒、粘着マット、キャスター皿などの取り付けは、対象になりません。

壁の下地材の補強が必要な場合は、市が用意した添え木を取り付けてから、家具を金具で固定します。

### 【注意事項】

- ・住宅の構造によっては、器具の取り付けができない場合があります。
- ・取り付け作業に当たって、家具の移動は行いません。また、家具の上に物を置いている場合は、片付けておいてください。
- ・この事業によって取り付けした家具転倒防止器具の取り外しや、借家を退去するときの原状回復は、利用者自身で行ってください。
- ・強い地震の揺れやその他の災害により、家具転倒防止器具を取り付けた家具が倒れて損害が発生しても、市や委託業者は賠償の責めを負いません。

### 【参考】

- 野田市ホームページ：家具転倒防止器具の無償取付（高齢者世帯）

ページ番号：1010447

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/anzen/bousai/1010447.html>

### (3) 野田市の介護職の補助・支援制度について

野田市には、介護現場で働く方を支援する制度があります。ぜひご活用ください。

#### ① 野田市介護職員研修受講料等助成

「介護職員初任者研修」「生活援助従事者研修」または「介護福祉士資格取得に係る実務者研修」を修了し、市内の介護施設などに就職しているか、就職が内定している方に、研修に要した費用の一部を助成します。

#### 【対象となる方】

以下のすべての条件を満たす方が対象です。

- ・申請日に野田市民であること
- ・研修修了日の翌日から起算して1年以内の申請であること
- ・研修修了後1年以内に、野田市介護職員研修受講料等助成金交付規則に規定する市内に所在する介護施設等に就職していること、または就職を内定していること
- ・野田市税を完納していること

#### 【助成対象経費】

介護員養成研修事業者に支払った研修費用のうち、受講料と教材費が対象経費です。

なお、他の助成を受けている場合は、その分を除きます。

### 【助成金額】

対象経費の2分の1の額（100円未満切捨て）で、50,000円を限度とします。

ただし、生活援助従事者研修は25,000円を限度とします。

### 【申請に必要な書類等】

- ・野田市介護職員研修受講料等助成金交付申請書
- ・介護員養成研修事業者に支払った受講料等の領収書。領収書に支払内容が記載されていない場合は、その内容がわかるもの
- ・介護員養成研修事業者が発行する修了証明書の写し
- ・介護施設等が発行する就業証明書、または内定証明書
- ・印鑑

### 【参考】

●野田市ホームページ：野田市介護職員研修受講料等助成ページ番号 1010692

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/kourei/1010691/1010692.html>

### ② 野田市介護支援専門員等研修受講料等助成金

市内の対象事業所において、介護支援専門員または主任介護支援専門員として就業している方に、市から受験料、受講料及び教材費の全額を助成します。

### 【対象となる方】

以下の全ての条件を満たす方が対象です。

- ・令和6年4月1日以降に介護支援専門員等の資格を取得または更新していること
- ・資格の取得または更新後、市内の対象事業所に介護支援専門員等として継続して6か月以上就業していること
- ・市税等に滞納がないこと
- ・対象研修に係る受講料等の支払いが完了していること
- ・対象研修の修了日の翌日から2年以内に申請を行うこと

### 【対象となる事業種別】

- ・介護老人福祉施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・有料老人ホーム（特定施設のみ）

- ・サービス付き高齢者向け住宅（特定施設のみ）
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援

※対象事業所については、野田市内の事業所に限ります。

**【対象研修】**

- ・介護支援専門員実務研修受講試験
- ・実務研修
- ・更新研修（前期研修および後期研修）
- ・専門研修 1 および専門研修 2
- ・再研修
- ・主任介護支援専門員研修
- ・主任介護支援専門員更新研修

**【参考】**

●野田市ホームページ：野田市介護支援専門員等研修受講料等助成金  
ページ番号 1044093

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/kourei/1010691/1044093.html>